



厚生労働省

沖縄労働局
Okinawa Labour Bureau

平成 28 年 1 月 6 日

【照会先】

労働基準部健康安全課

課 長 幸地光彦

労働衛生専門官 梅澤 栄

電話:098 (868) 4402

有害物ばく露作業報告を!

～平成28年対象・平成29年報告対象物について～

事業場における労働者の有害物へのばく露の状況を把握し、その結果、ばく露による健康障害が発生する恐れがある場合には必要な措置を講じていくことを目的に、平成18年より、当該「有害物ばく露作業報告」を実施しています。

今般、**平成28年対象・平成29年報告対象物について**、改正告示により、平成28年1月1日より別添のとおり適用されることとなりましたので周知徹底を呼びかけています。

お忙しい中ではありますが、別添により対象物質等(対象物質を平成28年1月1日から平成28年12月31日までの間に、500キログラム以上製造または取り扱った事業者)をご確認いただき、必要な報告を所轄の労働基準監督署長へ届出(報告期間 平成29年1月1日から平成29年3月31日まで)いただきますようお願いいたします。

↓ [資料をクリックしてください。](#)

[別添 「有害物ばく露作業報告制度の周知徹底について」\(依頼文書\)](#)